

# 平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（概要版）

## 1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成24年度における対応状況の調査結果」のうち、山梨県の集計結果を公表する。

## 2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日

## 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報相談件数

相談・通報受理件数は、4件であり、虐待と判断された件数は1件であった。

表1 相談・通報対応件数

	H24年度	H23年度
相談・通報受理件数	4件	4件
虐待と判断された件数	1件	1件
被虐待者数	1人	4人

### (2) 虐待と判断された事例

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 男性 1人
	(年齢階級) 75～79歳 1人
	(要介護度) 要介護1 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職員、看護職
施設の種類	介護老人保健施設
虐待の種別・類型	介護等放棄、心理的虐待
市町村が行った措置	・施設等に対する指導 ・改善計画提出依頼 ・従事者等への注意・指導

#### 4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数

相談・通報受理件数は191件、虐待と判断された件数は110件であった。相談・通報受理件数は前年度より11件減少し、虐待と判断された件数は6件の増加であった。

表3 相談・通報対応件数

	H24年度	H23年度
相談・通報受理件数	191件	202件
虐待と判断された件数	110件	104件
被虐待者数	116人	118人

##### (2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が32.7%と最も多く、次いで「被虐待者本人」が15.0%、「家族・親族」が11.4%、「介護保険事業所職員」が9.5%であった。

表4 相談・通報者（複数回答）

（単位：人）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	計
H24年度	72 (32.7%)	21 (9.5%)	14 (6.4%)	17 (7.7%)	13 (5.9%)	33 (15.0%)	25 (11.4%)	3 (1.4%)	9 (4.1%)	10 (4.5%)	3 (1.4%)	220 (100%)
H23年度	92 (45.5%)		—	17 (8.4%)	8 (4.0%)	29 (14.4%)	34 (16.8%)	3 (1.5%)	13 (6.4%)	11 (5.4%)	14 (6.9%)	221 (-)

(注) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報受理件数191件と一致しない。

(注) 平成23年度の構成割合は、相談・通報受理件数202件に対するもの。

(注) 平成23年度の医療機関従事者は「その他」に含まれる。

##### (3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は196件、「事実確認調査を行っていない事例」は1件であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」は192件であり、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が141件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が51件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」1件は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査を不要と判断した事例」であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった77件では1日（翌日）であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値についても、回答のあった42件では1日（翌日）であった。

表5 事実確認調査の状況

(単位：件)

	H24年度	H23年度
事実確認調査を行った事例	196(99.5%)	194(96.0%)
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	192(97.5%)	186(95.9%)
訪問調査により事実確認調査を行った事例	141	145
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	51	41
立入調査により事実確認調査を行った事例	4(2.0%)	8(4.1%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	2	4
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	4
(立入調査のうち)市町村が単独で実施した事例	2	0
事実確認調査を行っていない事例	1(0.5%)	8(4.0%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1	3
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	0	5
計	197(100%)	202(100%)

(注) 事実確認の実施状況には、平成23年度に相談・通報があったもののうち、平成24年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成24年度の相談・通報受理件数191件と一致しない。

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位：件)

0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	計
35	12	3	6	9	3	3	6	77

中央値1日(翌日)

表7 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位：件)

0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	計
21	4	2	2	7	2	0	4	42

中央値1日(翌日)

## (4) 事実確認調査の結果

「事実確認調査を行った事例」196件のうち、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)は110件で、被虐待者は、116人であった。

## (5) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の22.0%、次いで「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の18.9%、「虐待者の障害・疾病」の16.7%の順であった。

表8 虐待の発生要因（複数回答）

要因	件数
虐待者の障害・疾病	22(16.7%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	29(22.0%)
家庭における経済的困窮（経済的問題）	25(18.9%)
家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	11( 8.3%)
被虐待高齢者の認知症の症状	13( 9.8%)
虐待者の知識や情報の不足	6( 4.5%)
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	15(11.4%)
虐待者の精神状態が安定していない	2( 1.5%)
家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	2( 1.5%)
家庭におけるその他の要因	1( 0.8%)
虐待者の飲酒の影響	2( 1.5%)
虐待者側のその他の要因	1( 0.8%)
虐待者の介護力の低下や不足	1( 0.8%)
被虐待高齢者のその他の身体的自立度の低さ	2( 1.5%)

（注）回答のあった132件の事例を集計。

以下、虐待判断事例の総数110件（被虐待者数116人）を対象に、虐待の種別、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（注）1件の事例に対し、被虐待者が複数となる事例があるため、虐待判断事例の総数110件に対する被虐待者数は116人となる。

## （6）虐待の内容

### ア 虐待の種別

「身体的虐待」が61.2%と最も高く、次いで「心理的虐待」が44.0%、「経済的虐待」が24.1%、「介護等放棄」が23.3%であった。

表9 虐待の種別（複数回答）

（単位：人）

身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
71(61.2%)	27(23.3%)	51(44.0%)	0	28(24.1%)

（注）1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の総数116人と一致しない。なお、%は被虐待者数116人に対する割合となっている。

（参考 平成23年度調査結果）

（単位：件）

身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
70(59.3%)	24(20.3%)	41(34.7%)	0	26(22.0%)

イ 虐待の主な具体的内容

表10 虐待の主な具体的内容

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い
介護等放棄	排泄介助放棄、劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言、大声で怒鳴る、物を壊して脅す
経済的虐待	金銭搾取、年金の使い込み

ウ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「3－生命・身体・生活に著しい影響」が47.4%と最も多く、次いで「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が31.9%であった。一方、最も重い「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」は8.6%を占めた。

表11 虐待の程度の深刻度 (単位：人)

1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	2	3－生命・身体・生活に著しい影響	4	5－生命・身体・生活に関する重大な危険	計
37(31.9%)	5(4.3%)	55(47.4%)	9(7.8%)	10(8.6%)	116(100%)

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が75.0%、「男性」が25.0%と「女性」が被虐待者の7割以上を占め、年齢階層別では、「80～84歳」が31.9%と最も多く、次いで「75～79歳」が19.0%、「70～74歳」が15.4%であった。被虐待者の77.7%が75歳以上であった。

表12 被虐待者の性別 (単位：人)

	H24年度	H23年度
男性	29(25.0%)	33(28.0%)
女性	87(75.0%)	85(72.0%)
計	116(100%)	118(100%)

表13 被虐待者の年齢階層 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	計
H24年度	8(6.9%)	18(15.4%)	22(19.0%)	37(31.9%)	14(12.1%)	17(14.7%)	0(0%)	116(100%)
H23年度	9(7.6%)	16(13.6%)	22(18.6%)	25(21.2%)	27(22.9%)	18(15.3%)	1(0.8%)	118(100%)

イ 要介護認定者数

「認定済み」が61.2%であり、全体の約6割が介護保険は「認定済み」の状況であった。また、「未申請」は25.9%であった。

表14 被虐待者の介護保険申請状況

(単位：人)

	H24年度	H23年度
未申請	30(25.9%)	22(18.6%)
申請中	7(6.0%)	1(0.9%)
認定済み	71(61.2%)	86(72.9%)
認定非該当(自立)	6(5.2%)	9(7.6%)
不明	2(1.7%)	0(0%)
計	116(100%)	118(100%)

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

上記イ「被虐待者の介護保険申請状況」(表14)において、「認定済み」であった71人を対象とした「要介護状態区分」は、「要介護3以下」が63.3%であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度は「自立度Ⅱ以上」の者が81.7%であった。

表15 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分

(単位：人)

	H24年度	H23年度
要支援1	1(1.4%)	1(1.2%)
要支援2	4(5.6%)	2(2.3%)
要介護1	14(19.7%)	17(19.8%)
要介護2	9(12.7%)	19(22.1%)
要介護3	17(23.9%)	24(27.9%)
要介護4	20(28.2%)	15(17.4%)
要介護5	6(8.5%)	7(8.1%)
不明	0(0%)	1(1.2%)
計	71(100%)	86(100%)

表 1 6 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度  
(単位：人)

	H24 年度	H23 年度
自立又は認知症なし	2 ( 2.8%)	6 ( 7.0%)
自立度 I	11 (15.5%)	12 (13.9%)
自立度 II	22 (31.0%)	25 (29.1%)
自立度 III	20 (28.2%)	32 (37.2%)
自立度 IV	13 (18.3%)	7 ( 8.1%)
自立度 M	2 ( 2.8%)	3 ( 3.5%)
認知症はあるが自立度不明	1 ( 1.4%)	1 ( 1.2%)
自立度 II 以上 (再掲)	58 (81.7%)	68 (79.1%)
認知症の有無が不明	0	0
計	71 ( 100%)	86 (100%)

エ 虐待者との同居・別居

「虐待者とのみ同居」が 45.7%、「虐待者及び他家族と同居」が 43.1%と、88.8%が虐待者と同居であった。

表 1 7 被虐待者における虐待者との同居の有無 (単位：人)

虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
53 (45.7%)	50 (43.1%)	12 (10.3%)	1 (0.9%)	116 (100%)

(参考 平成 2 3 年度調査結果) (単位：件)

虐待者と同居	虐待者と別居	その他	計
93 (89.4%)	8 ( 7.7%)	3 ( 2.9%)	104 (100%)

オ 家族形態

「未婚の子と同居」が29.3%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が22.4%であり、両者を合わせると51.7%であった。

表18 家族形態 (単位：人)

単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	計
7(6.1%)	21(18.1%)	34(29.3%)	18(15.5%)	26(22.4%)	10(8.6%)	116(100%)

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

(参考 平成23年度「世帯構成」調査結果) (単位：件)

単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	計
6(5.8%)	25(24.0%)	23(22.1%)	41(39.4%)	9(8.7%)	104(100%)

カ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が46.3%と最も多く、次いで「夫」の15.7%、「娘」14.9%の順であった。

表19 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄(複数回答) (単位：人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	計
H24年度	21 (15.7%)	6 (4.5%)	62 (46.3%)	20 (14.9%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	3 (2.2%)	5 (3.7%)	5 (3.7%)	134 (100%)
H23年度	17 (14.4%)	11 (9.3%)	51 (43.2%)	14 (11.9%)	10 (8.5%)	4 (3.4%)	1 (0.8%)	6 (5.1%)	4 (3.4%)	118 (100%)

(注)1件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されている。

キ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級は、「40～49歳」が24.6%と最も多く、次いで「50～59歳」が22.4%、「70歳以上」が20.9%の順であった。

表20 虐待者の年齢 (単位：人)

40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
12(8.9%)	33(24.6%)	30(22.4%)	25(18.7%)	28(20.9%)	6(4.5%)	134(100%)

(8) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待の対応策については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が31.2%で、一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は64.6%であった。

表2-1 分離の有無 (単位：人)

	H24年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	45(31.2%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	93(64.6%)
現在対応について検討・調整中の事例	2(1.4%)
その他	4(2.8%)
計	144(100%)

(注) 虐待への対応には、平成23年度の虐待判断事例のうち、平成24年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成24年度の虐待判断事例における被虐待者数116人と一致しない。

(参考 平成23年度調査結果) (単位：件)

	H23年度
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	39(36.4%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	61(57.0%)
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	2(1.9%)
現在対応について検討・調整中の事例	2(1.9%)
その他	3(2.8%)
計	107(100%)

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が37.7%と最も多く、次いで「緊急一時保護」が28.9%の順であった。

なお、「その他」15.6%の対応は、被虐待者の転居であった。

表2-2 分離を行った事例の対応の内訳 (単位：人)

	H24年度
契約による介護保険サービスの利用	17(37.7%)
やむを得ない事由等による措置	1(2.2%)
(上記のうち) 面会の制限を行った事例	0
緊急一時保護	13(28.9%)
医療機関への一時入院	7(15.6%)
その他	7(15.6%)
計	45(100%)

(参考 平成23年度調査結果)

(単位：件)

	H23年度
契約による介護保険サービスの利用	25(61.0%)
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5(12.2%)
(上記のうち)面会の制限を行った事例	4
緊急一時保護	2(4.9%)
医療機関への一時入院	3(7.3%)
その他	6(14.6%)
計	41(100%)

#### ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が50.5%と最も高く、次いで、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が26.9%「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が25.8%、であった。

表23 分離していない事例の対応(複数回答)

(単位：件)

	H24年度
経過観察(見守り)	20(21.5%)
養護者に対する助言・指導	47(50.5%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	1(1.1%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	25(26.9%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	24(25.8%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5(5.4%)
その他	16(17.2%)

(注)構成割合は、分離していない事例における被虐待者93人に対するもの。

(参考 平成23年度調査結果)

(単位：件)

	H23年度
養護者に対する助言・指導	33(34.0%)
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6(6.2%)
被虐待者が新たに介護保険のサービスを利用	13(13.4%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	23(23.7%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3(3.1%)
その他	7(7.2%)
見守りのみ	12(12.4%)

#### エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度は、「利用開始済」が1人、「利用手続き中」が4人であり、これらを合わせた5人のうち市町村長申立の事例は3人であった。また、日常生活自立支援事業の利用は8人であった。

表 2 4 権利擁護に関する対応 (単位：人)

成年後見制度利用開始済	1
成年後見制度利用手続き中	4
上記のうち市町村長申立の事例	3
日常生活自立支援事業の利用	8

(参考 平成 2 3 年度調査結果) (単位：件)

	H23 年度
成年後見制度利用開始済	7
成年後見制度利用手続き中	2
上記のうち市町村長申立の事例	7
日常生活自立支援事業の利用	3

(9) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」は、本県ではなかった。

## 【参考 用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。